

令和8年度富山県介護テクノロジー定着支援事業補助金に関するQ&A

No.	項目	質問	回答
Q1	補助対象事業者	法人本部は富山県外に所在しているが、事業所は県内に所在している場合は、補助対象となるか。	事業所が県内に所在している場合は、補助対象となります。なお、法人本部は富山県内に所在している場合、事業所が県外に所在する場合は補助対象外となります。
Q2	補助対象事業者	同一法人から複数の事業所の申請は可能か。	可能です。なお、申請は法人単位で行ってください。
Q3	補助対象事業者	宗教法人でも対象となるか。	宗教法人であっても介護事業者番号がある介護事業所、養護老人ホームまたは経費老人ホームであれば対象となります。
Q4	補助対象事業者	補助対象となる主体について、「介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護事業所及び介護施設等」とあるが、総合事業（通所型サービスB等）の事業所は対象となるか。	介護給付及び介護予防給付の対象ではない総合事業の訪問型サービス又は通所型サービス（以下単に「総合事業」という。）を行う事業所は、介護事業所に含まれず、補助対象外となります。
Q5	補助対象事業者	同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。	指定ごとに1事業所としてカウントするため、併設されている場合は2事業所として計算してください。効率的な運用を前提として機器を共用・流用することは差し支えありませんが、実質的には特定の事業所のみで活用されるといった、2事業所に対して補助を行った目的に反するような活用とならないようご注意ください。
Q6	補助対象事業者	市直営の地域包括支援センターが介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を実施しているが、当該介護予防支援事業所の職員が利用するタブレット等を本事業の対象としても良いのか。	市町村直営・民間運営問わず、介護予防支援事業所において利用する機器等は対象となります。ただし、地域包括支援センターの整備費・運営費に充てることは想定しておらず、介護予防支援事業所ではなく地域包括支援センターとして実施している事業分については対象とできないため、留意してください。
Q7	補助対象事業者	有料老人ホームは対象となるか。	特定施設入居者生活介護など、介護保険に基づく介護サービスの指定等を受けている場合は対象となります。なお、介護付き有料老人ホームは特定施設であるため対象となりますが、指定を受けていない住宅型有料老人ホームは対象になりません。
Q8	補助対象事業者	令和8年度に新規指定を受けた事業所は対象となるか。	交付申請段階で介護保険事業者番号を取得している（＝介護保険サービス事業所等の指定を受けている）場合は、補助対象となります。
Q9	補助対象事業者	同一施設内で介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を実施する共生型サービスを行う事業所は対象となるか。	介護保険サービスの指定を受けている場合は、補助対象となります。なお、本補助金は介護現場の生産性向上による職場環境の改善及び介護サービスの質の向上を図ることを目的としているため、本補助金で導入した介護ロボット等は、原則として介護保険サービス利用者の介助等に使用するものとする。ただし、両サービスの利用者の内訳が日によって変動するという共生型サービスの特徴を考慮し、本補助金の趣旨に反しない程度の運用は容認します。
Q10	補助対象事業者	介護テクノロジー等導入支援（介護ソフト分）の職員数について、どのようにカウントすべきか。	職員数については、申請時点における「常勤換算方法により算出された人数」としてください。（小数点以下は四捨五入） なお、職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、介護ソフトの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えありません。 また、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、常勤換算でのカウントが実態にそぐわない場合、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えありません。
Q11	補助対象経費（介護ロボット）	交付決定前に購入した介護ソフトや介護ロボット等も補助の対象になるか。	令和8年度中（R8.4.1以降）に契約・購入したソフトや機器等についても対象となります。ただし、補助金の交付は審査の上、決定いたします。すでに購入したものについて、補助金の交付を確約するものではないことにご留意ください。
Q12	補助対象経費（介護ロボット）	既に所有している機器の更新費用や処分費用、導入した機器等が壊れた場合の修理費用は対象になるか。	更新費用、処分費用や修繕費用は対象外です。
Q13	補助対象経費（介護ロボット）	通信環境整備を申請したいが、「介護テクノロジー等導入支援」と「パッケージ型導入支援」のどちらで申請すれば良いか。	通信環境整備単体での申請はできません。 介護ソフト等の「介護業務支援」に該当する機器等＋それと連動して効果が高まる機器等を導入する際に、併せて通信環境整備を行う場合には「パッケージ型導入支援」として申請できます。 それ以外の場合（例：見守り機器＋通信環境整備、介護ソフト＋通信環境整備など）は、「介護テクノロジー等導入支援」として申請してください。
Q14	補助対象経費（介護ロボット）	令和9年1月に発売予定のロボットを導入したいと考えているが、補助の対象になるか。	補助の対象にはなりません。交付要綱において「販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるロボット」を補助対象補助対象としています。 なお、申請時点で、販売価格が公表されており、予約販売等によりロボットが購入可能な状態であれば補助対象とします。 ただし、実績報告の提出期限までに事業が完了しない場合、補助対象外となる可能性もありますので、ロボットの販売事業者とも十分協議の上、計画的な事業実施となるよう努めてください。
Q15	補助対象経費（介護ロボット）	どのようなロボットが対象となるか。	補助対象となりうる介護テクノロジーは以下の3つの場合があると考えられます。 ①「福祉用具情報システム（TAIS）」（（公財）テクノエイド協会）で「介護テクノロジー」として選定された機器 （ https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php ） ②①には登録がないが、国が示している「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義に当てはまる機器 （ https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001268136.pdf ） ③介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等 ※判断に迷う場合は、本補助金のお問い合わせフォームよりご相談ください。 （ https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=8hQebCcW ）
Q16	補助対象経費（介護ロボット）	見守り介護ロボットを複数台購入予定だが、動作するには併せてロボットを統括する管理サーバーも必要。このサーバーは補助の対象となるか。	ロボットの動作に必要な附属品は補助対象とします。管理サーバーはロボットの利用に不可欠であると考えられるため、補助の対象となります。

Q17	補助対象経費 (介護ソフト)	どのようなソフトが対象となるか。	<p>「福祉用具情報システム (TAIS)」で「介護テクノロジー」として選定されたソフトは対象となります。そのほかのソフトについては、要綱に定める各要件を満たしていれば対象となります。</p> <p>介護ソフトは、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とします。なお、既に導入している介護ソフト等と組み合わせで一気通貫が実現できていれば補助対象として差し支えありません。</p> <p>また、上記に加えて、居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所・居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所が申請する場合については下記①を要件とし、施設サービス事業所（介護福祉施設、介護保健施設及び介護医療院）・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が申請する場合については下記②を要件とします。</p> <p>①公益社団法人国民健康保険中央会（以下、「中央会」という。）が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフト機能調査」の結果において、（１）「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること、（２）中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。</p> <p>②厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、科学的介護情報システム (LIFE) について (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html) に掲載されている「CSV連携仕様書 (LIFE)」に準じたCSVファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。</p>
Q18	補助対象経費 (介護ソフト)	本事業で導入するタブレットを職員のシフト調整等のバックオフィス業務やオンライン面会等、一気通貫と関係ない業務に利用することは可能か。	<p>一気通貫が実現できていれば、以下の形態により、補助的にバックオフィス業務やオンライン面会に利用して差し支えありません。</p> <p>なお、業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成等のバックオフィス業務の効率化を図るソフトウェア等も補助対象経費となります。</p>
Q19	補助対象経費 (介護ソフト)	一気通貫の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に一気通貫になる(転記が不要になる)場合にも対象として良いか。	1つのソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記が不要になるのであれば補助対象とします。また、複数の介護ソフトを連携させるためのソフトウェアも本補助金の補助対象とします。
Q20	補助対象経費 (介護ソフト)	既に一気通貫となっている介護ソフトを利用している事業者が、さらなる一気通貫のために介護ソフトを購入する場合(音声入力機能の追加により、記録業務が更に省力化される場合等)は対象となるか。	対象となります。
Q21	補助対象経費 (介護ソフト)	事業所に置くパソコンやプリンター等の端末は補助対象外だが、持ち運びを想定し導入する場合は補助対象となるか。	持ち運びを前提とした、小型のノートパソコンや携帯用プリンターは補助対象とします。
Q22	補助対象経費 (介護ソフト)	タブレット端末を購入する際に、付属品(充電器、ケース、画面防護用シート等)は対象となるか。	本体以外の付属品は原則として対象外です。なお、本体と一体不可分のもの(それがないと本体を利用できないもの)については対象とします。
Q23	補助対象経費 (介護ソフト)	Wi-Fi環境構築にあたり、事前の現場調査費用や検証費用等は該当するか。	導入費用として必要と認められる場合、補助対象とします。
Q24	補助対象経費 (介護ソフト)	年度途中からタブレット等のリースを行う場合、いつまでの経費が対象となるか。	当該年度中に負担した経費が対象となります。なお、実績報告提出までに支払いが完了していることが必要です。
Q25	補助対象経費 (介護ソフト)	介護ソフトの5年間の使用権(ライセンス)を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費とすることは可能か。	<p>補助対象経費の考え方は以下のとおりです。ただし、支払いは実績報告提出までに完了している必要があります。</p> <p>【補助対象経費の範囲について】</p> <p>①使用権の期限がないもの(買取型)…全額</p> <p>②支払いが月額払いのもの…当該年度分(令和7年4月～令和8年3月)</p> <p>③支払いが年額払いのもの…1年分</p> <p>④複数年の使用権契約のもの…当該年度に負担(支払完了)した額 →補助対象額=実績報告日までに支払完了した額</p>
Q26	補助対象経費 (パッケージ型)	複数のテクノロジーは連携している必要があるか。	必ず連携している必要があります。
Q27	補助対象経費 (パッケージ型)	複数の事業所での機器等の導入を検討しているが、A事業所で介護ロボットを導入し、B事業所で介護ソフトやタブレット端末を導入する場合、パッケージ型で申請することは可能か。	<p>パッケージ型での申請はできません。</p> <p>各事業所の補助要件については、事業所ごとに満たす必要があります。パッケージ型導入支援事業で申請いただく場合は、1事業所内で、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する必要があります。</p>
Q28	補助対象経費 (共通)	補助対象とならないのはどのような経費か。	<p>例として、以下の経費が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度以外に負担した保険料、保守・サポート費 ・既に保有している機器等の更新費用、処分費用、修繕費、メンテナンス費 ・研究開発品等、市場に流通しておらず価格が定まっていないもの(販売価格が公表されていない、一般に購入できる状態にないもの) ・記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっていない介護ソフト ・インターネット回線使用料等の通信費 ・持ち運びを前提としないパソコンやプリンター等の端末 ・付属品(カバー、キーボード型カバー、インカム等子機ケース、充電器、液晶保護シート等) <p>※情報端末と一体不可分のものは対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器等を格納するキャビネットや収納ボックス等

Q29	補助対象経費 (共通)	「特定施設」の指定を受けていない「有料老人ホーム」または「サービス付き高齢者向け住宅」で使用する見守り機器や入浴支援機器、通信環境整備等の費用について、隣接する「訪問系サービス（訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション等）」で申請することは可能か。	訪問時に持っていくことができない機器や、指定を受けていないサ高住等に設置する機器、施設のWi-Fi環境を整備する経費については、補助対象外となります。 「介護保険法に基づくサービス、軽費老人ホーム、養護老人ホーム」と限定しているため、サービス付き高齢者住宅で機器等を使用、設置を希望する場合は、「特定施設」の指定を受けていることが必要です。
Q30	交付申請書類	見積書について、募集開始の告知がある前に取った見積書でもよいか。	申請日が見積書の有効期限内であれば構いません。
Q31	交付申請書類	見積書は複数業者から徴取する必要があるか。	必ずしも見積書の徴取までは求めませんが、より経済的な業者を選択の上、適正な価格での申請をお願いします。
Q32	交付申請書類	Amazon等のネット通販サイトからの購入が最安値となるため、そちらから購入したいが、見積書の徴取が困難な場合、どのように対応すべきか。	補助金の交付申請にあたっては、原則として見積書の添付が必要です。ただし、相談の事例のように、見積書の徴取が困難な場合は、購入予定の機器等について、申請時点の価格が分かる資料（該当ページのスクリーンショットなど）の添付でも可とします。
Q33	交付申請書類	ケアプランデータ連携システムの利用についてどのような書類を添付する必要があるか。	ケアプランデータ連携システム内の他事業所との連携実績が分かる画面のスクリーンショットを添付してください。昨年度は登録が要件でしたが、 本年度より連携実績があることが要件となりましたので、ログイン後画面のみでは不可 となります。 なお、これから介護ソフトを導入する事業所など、ケアプランデータ連携システムを未導入の場合は、実績報告までに提出をお願いします。
Q34	交付決定後	交付決定を受けたが、申請内容の機器等が在庫切れになり購入ができなくなった。同等品を購入したいと思うが、引き続き補助金の対象となるか。	まずは県までご相談ください。やむを得ない事情があり、当初の交付決定から大きく異なる場合は、同等品の購入を補助の対象とできる可能性があります。 なお、状況により変更交付申請の手続きを行っていただく場合がありますので、上記のような事態が発生した場合は、お早めにご相談ください。
Q35	交付決定後	導入しようとしていた機器の納品が令和9年4月以降になる見込みだが、補助金の対象となるか。	補助対象外です。本補助金は、当該年度中に実施する事業を補助金の対象とします。なお、補助金の交付にあたっては、令和9年1月29日（金）までに事業を完了させ、実績報告をご提出いただく必要があります。
Q36	交付決定後	交付決定額よりも実績が安価になり、交付決定額との差額が生じた場合、購入する機器の台数を増やしたり、別のものを追加購入したりしてもよいか。	交付決定額との差額が生じても、その差額で購入する機器の台数を増やしたり、別のものを購入したりすることはできません。
Q37	交付決定後	交付決定額よりも実績が高価になり、交付決定額との差額が生じた場合、交付決定額を変更することは可能か。	まずは県までご相談ください。やむを得ない事情があり、当初の交付決定から増額があった場合には、変更交付申請の手続きを行っていただくことで補助対象とできる場合がありますので、上記のような事態が発生した場合は、お早めにご相談ください。
Q38	実績報告	契約書を作成していないが、契約の有無が確認できる書類はどのようなものを提出すればよいか。	契約書の代わりとして発注書や注文請書等、購入の意思を相手方に伝える書類の写しをご提出ください。なお、書類には以下の内容が記載されていることを確認してください。また、 口頭での注文は契約内容を確認できないため不可 とします。必ず内容を確認できる書類を作成してください。 ○契約書等に記載すべき事項 ・ 書面の日付 ・ 購入する法人名と、相手方（機器等の取り扱い業者など）の名前 ・ 金額（消費税分が区別できる状態であること、また、複数の機器等や付属品がある場合は、内訳が確認できる状態であること）
Q39	実績報告	領収書の日付が令和9年4月1日以降となったが、補助対象となるか。	補助対象外のため、補助金を受けることができません。必ず実績報告書の提出期限までに領収書が発行できるよう、相手方とも相談の上事業を進めてください。
Q40	実績報告	領収書の但し書き欄が小さく、購入した機器名や数量をすべて書ききることができない。どのように記載すべきか。	別紙で機器名や個数、金額がわかる書類（任意様式）を添付してください。
Q41	実績報告	導入した機器等の写真はどのようなものを撮ればよいか。	本補助金を活用して導入したもの全ての写真を添付してください。 写真を提出する際は「実績報告写真データ提出用様式」をご活用の上、何を収めた写真か分かるようにタイトル（正式名称でなくてよい、簡単なタイトル）をつけてください。 【写真を撮る際のポイント】 ・ 介護ロボットやタブレット、インカム等の機器を複数購入した際は、台数が判別できるようにすること ・ 介護ソフトはタブレット等にインストールされた状態を写真又はスクリーンショットとして添付すること（個人情報が見えないよう注意すること） ・ Wi-Fi等通信環境整備で配線工事等を行った際は、施工前と施工後の現場を写真に収めること ・ 法人内の複数事業所分の機器等を、法人で一括して購入・納品する場合、事業所ごとの導入状況が確認できるよう、事業所単位で分けて撮影すること
Q42	実績報告	導入した機器等の写真について、通信環境整備の施行前の写真を撮り忘れた場合どうしたらよいか。	導入した機器と（設置費用を含む場合は）設置したことが確認できるように写真に収められていれば差し支えありません。
Q43	実績報告	電子フォームで提出した内容に誤りがあったが、どうしたらよいか。	一度提出したものは削除できません。県までご連絡ください。
Q44	実績報告	導入完了とはどこまでを指すか。	機器の納品及び支払いが完了した状態を指します。実績報告までに、納品した機器が事業所内で運用を開始することまでは求めません。
Q45	その他	申請後、法人の代表者等に変更があったがどうすればよいか。	県までご連絡ください。ご連絡いただいた時点によっては、変更申請等の作成をお願いすることがあります。なお、変更の手続きがされていない場合、補助金の交付手続きが遅れる場合がありますので、お早めにご連絡ください。
Q46	その他	他の補助金と重複して交付を受けられるか。	できません。例えば、他の補助金事業において、タブレット端末を購入する場合、当該支援を受ける部分については、本事業の補助対象となりません。

Q47	その他	同じ機器等について、富山県通所・訪問系介護サービス生産性向上支援事業と両方申請することは可能か。	できません。富山県通所・訪問系介護サービス生産性向上支援事業の対象となる場合は、当該事業を優先して申請ください。 富山県通所・訪問系介護サービス生産性向上支援事業で不採択となる場合で、富山県介護テクノロジー定着支援事業で採択可能な事業については、個別に振替のご案内を行う予定です。
Q48	その他	特別養護老人ホームで補助金を受けて導入したロボットについて、同じ法人内の別の事業所で利用してもよいか。	原則として補助を受けた事業所や施設以外では利用できません。複数の事業所での利用が想定される場合は、申請時点で各事業所の従業者数で費用を按分し申請してください。
Q49	その他	複数の事業所で共有する機器等について、法人としてまとめて契約・購入等する場合は、どのようなことに注意すればよいか。	共有する機器等で事業所ごとの費用を明確に分けられない場合は、各事業所の職員数（常勤換算）で費用を按分して、各事業所の申請額に算入してください。 なお、補助金実績報告書をご提出いただく際に、各事業所の職員数（常勤換算）が分かる書類（任意様式）をご提出ください
Q50	その他	特養とデイサービス等複数の事業所間で兼務している場合、職員数はどのように算定すべきか。	職員数については、常勤換算方法により算出された人数としますが、他の職種に従事(兼務)している場合は、実際に従事する事業所の職種ごとの勤務時間数による常勤換算方法により算出し、実人数で補正してください。
Q51	その他	特定の機器・経費が補助対象となるか確認したい。	本補助金のお問い合わせフォームへご入力ください。
Q52	その他	県予算額を超過した場合、どのような対応となるのか。	申請書類をもとに審査を行い、下記の優先順位に基づき採択を行います。 1. 令和8年度にとやま介護テクノロジー普及・推進センターが実施する伴走支援を受ける事業所 2. 以下の補助金の交付実績がない事業所 ・「富山県介護ロボット導入促進事業補助金」(R3～R5年度) ・「富山県介護施設等ICT導入支援事業補助金」(R3～R5年度) ・「富山県介護テクノロジー定着支援事業補助金」(R6～7年度) ・「富山県地域密着型介護基盤整備事業費補助金(介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入支援事業)」(R7～R8年度) 3. 「見守り機器」、「インカム」、「介護ソフト」のうちいずれか1つ以上を導入する事業所で、上記の補助金の累計交付額が小さい事業所から順に採択 4. 「見守り機器」、「インカム」、「介護ソフト」以外を導入する事業所で、上記の補助金の累計交付額が小さい事業所から順に採択 富山県通所・訪問介護サービス生産性向上支援事業補助金が予算の制約で不採択となった場合は、優先順位3、4の判断基準に基づき採択する可能性があります。申請額満額の補助額とならない場合もございますので、ご了承くださいませと幸いです。
Q53	その他	過去に補助を受けている場合、申請に制限はあるか。	申請回数等の制限はございません。
Q54	その他	同一法人でいくらまでという上限額や、申請できる事業所数に制限はあるか。	法人については、補助合計及びメニューごとにそれぞれ補助上限金額を設けています。同一法人で申請できる事業所数については、特段制限を設けていません。 ①介護テクノロジー等導入支援(介護ロボット等)：1法人当たり200万円 ※見守り機器導入の場合は1,000万円 ②介護テクノロジー等導入支援(介護ソフト)：1法人当たり500万円 ③パッケージ型導入支援：1法人当たり1,000万円 以上①～③の合計補助額：1,700万円

令和8年度富山県通所・訪問介護サービス生産性向上支援事業補助金に関するQ&A

No.	項目	質問	回答
Q1	補助対象事業者	どの事業所が対象になるか。	県内に所在しているかつ、以下の介護保険サービスの指定を受けている通所・訪問系事業所が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・（介護予防）訪問入浴介護 ・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・通所介護 ・（介護予防）通所リハビリテーション ・（介護予防）福祉用具貸与 ・特定（介護予防）福祉用具販売 ・（介護予防）居宅療養管理指導 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・（介護予防）認知症対応型通所介護 ・地域密着型通所介護 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・居宅介護支援 ・介護予防支援
Q2	補助対象事業者	法人本部は富山県外に所在しているが、事業所は県内に所在している場合は、補助対象となるか。	事業所が県内に所在している場合は、補助対象となります。なお、法人本部は富山県内に所在している場合、事業所が県外に所在する場合は補助対象外となります。
Q3	補助対象事業者	同一法人から複数の事業所の申請は可能か。	可能です。なお、申請は法人単位で行ってください。
Q4	補助対象事業者	市直営の地域包括支援センターが介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を実施しているが、当該介護予防支援事業所の職員が利用するタブレット等を本事業の対象としても良いのか。	市町村直営・民間運営問わず、介護予防支援事業所において利用する機器等は対象となります。ただし、地域包括支援センターの整備費・運営費に充てることは想定しておらず、介護予防支援事業所ではなく地域包括支援センターとして実施している事業分については対象とできないため、留意してください。
Q5	補助対象事業者	令和8年度に新規指定を受けた事業所は対象となるか。	交付申請段階で介護保険事業所番号を取得している（＝介護保険サービス事業所等の指定を受けている）場合は、補助対象となります。
Q6	補助対象経費	交付決定前に購入した介護ソフト等も補助の対象になるか。	令和8年度中（R8.4.1以降）に契約・購入したソフトや機器等についても対象となります。ただし、補助金の交付は審査の上、決定いたします。すでに購入したものについて、補助金の交付を確約するものではないことにご留意ください。
Q7	補助対象経費	既に所有している機器の処分費用や導入した機器等が壊れた場合の修理費用は対象になるか。	処分費用や修繕費用は対象外です。
Q8	補助対象経費	どのような経費が対象となるか。	原則として、介護現場の生産性向上、職場環境の改善、及び介護サービスの質の向上に資するとともに、事業所・利用者宅間の移動削減・送迎業務の最適化により燃料費の支出抑制につながると見込まれるソフトウェアの導入及び改修・連携費用、介護ソフトの活用に伴い一体的に使用するためのインカム、タブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備（通信費は除く）に必要な経費等を対象とします。 （例） <ul style="list-style-type: none"> ・介護ソフトの導入・改修 ・送迎計画支援ソフトの導入及び介護ソフトとの連携 ・音声入力介護記録システムの導入及び介護ソフトとの連携 ・介護ソフトと一体的に使用するためのインカム及び情報端末（PC、タブレット端末（リース費用含む）） ・介護ソフトを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等） ・介護ソフトの導入前後に行うベンダーによるサポート費用等
Q9	補助対象経費	一気通貫の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に一気通貫になる（転記が不要になる）場合にも対象として良いか。	1つのソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記が不要になるのであれば補助対象とします。また、複数の介護ソフトを連携させるためのソフトウェアも本補助金の補助対象とします。
Q10	補助対象経費	既に一気通貫となっている介護ソフトを利用している事業者が、さらなる一気通貫のために介護ソフトを購入する場合（音声入力機能の追加により、記録業務が更に省力化される場合等）は対象となるか。	対象となります。
Q11	補助対象経費	事業所に置くパソコンやプリンター等の端末は補助対象外だが、持ち運びを想定し導入する場合は補助対象となるか。	持ち運びを前提とした、小型のノートパソコンや携帯用プリンターは補助対象とします。
Q12	補助対象経費	タブレット端末を購入する際に、付属品（充電器、ケース、画面防護用シート等）は対象となるか。	本体以外の付属品は原則として対象外です。なお、本体と一体不可分のもの（それがないと本体を利用できないもの）については対象とします。
Q13	補助対象経費	Wi-Fi環境構築にあたり、事前の現場調査費用や検証費用等は該当するか。	導入費用として必要と認められる場合、補助対象とします。
Q14	補助対象経費	年度途中からタブレット等のリースを行う場合、いつまでの経費が対象となるか。	当該年度中に負担した経費が対象となります。なお、実績報告提出までに支払いが完了していることが必要です。

Q15	補助対象経費	介護ソフトの5年間の使用権(ライセンス)を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費とすることは可能か。	補助対象経費の考え方は以下のとおりです。ただし、支払いは実績報告提出までに完了している必要があります。 【補助対象経費の範囲について】 ①使用権の期限がないもの(買取型)…全額 ②支払いが月額払いのもの…当該年度分(令和8年4月～令和9年3月) ③支払いが年額払いのもの…1年分 ④複数年の使用権契約のもの…当該年度に負担(支払完了)した額 →補助対象額=実績報告日までに支払完了した額
Q16	補助対象経費	補助対象とならないのはどのような経費か。	例として、以下の経費が挙げられます。 ・当該年度以外に負担した保険料、保守・サポート費 ・既に保有している機器等の更新費用、処分費用、修繕費、メンテナンス費 ・研究開発品等、市場に流通しておらず価格が定まっていないもの(販売価格が公表されていない、一般に購入できる状態にないもの) ・記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっていない介護ソフト ・インターネット回線使用料等の通信費 ・持ち運びを前提としないパソコンやプリンター等の端末 ・付属品(カバー、キーボード型カバー、インカム等子機ケース、充電器、液晶保護シート等) ※情報端末と一体不可分ものは対象 ・機器等を格納するキャビネットや収納ボックス等
Q17	補助対象経費	「特定施設」の指定を受けていない「有料老人ホーム」または「サービス付き高齢者向け住宅」で使用する通信環境整備等の費用について、隣接する「訪問系サービス(訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション等)」で申請することは可能か。	申請できません。「訪問系サービス(訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション等)」の事業において使用するソフトやそれらを使用するために必要な通信環境整備等以外の費用は補助対象外です。
Q18	交付申請書類	見積書について、募集開始の告知がある前に取った見積書でもよいか。	申請日が見積書の有効期限内であれば構いません。
Q19	交付申請書類	見積書は複数業者から徴取する必要があるか。	必ずしも見積書の徴取までは求めませんが、より経済的な業者を選択の上、適正な価格での申請をお願いします。
Q20	交付申請書類	Amazon等のネット通販サイトからの購入が最安値となるため、そちらから購入したいが、見積書の徴取が困難な場合、どのように対応すべきか。	補助金の交付申請にあたっては、原則として見積書の添付が必要です。ただし、相談の事例のように、見積書の徴取が困難な場合は、購入予定の機器等について、申請時点の価格が分かる資料(該当ページのスクリーンショットなど)の添付でも可とします。
Q21	交付決定後	交付決定を受けたが、申請内容の機器等が在庫切れになり購入ができなくなった。同等品を購入したいと思うが、引き続き補助金の対象となるか。	まずは県までご相談ください。やむを得ない事情があり、当初の交付決定から大きく異なる場合は、同等品の購入を補助の対象とできる可能性があります。 なお、状況により変更交付申請の手続きを行っていただく場合がありますので、上記のような事態が発生した場合は、お早めにご相談ください。
Q22	交付決定後	導入しようとしていた機器の納品が令和9年4月以降になる見込みだが、補助金の対象となるか。	補助対象外です。本補助金は、当該年度中に実施する事業を補助金の対象とします。なお、補助金の交付にあたっては、令和9年1月29日(金)までに事業を完了させ、実績報告をご提出いただく必要があります。
Q23	交付決定後	交付決定額よりも実績が安価になり、交付決定額との差額が生じた場合、購入する機器の台数を増やしたり、別のものを追加購入したりしてもよいか。	交付決定額との差額が生じて、その差額で購入する機器の台数を増やしたり、別のものを購入したりすることはできません。
Q24	交付決定後	交付決定額よりも実績が高価になり、交付決定額との差額が生じた場合、交付決定額を変更することは可能か。	まずは県までご相談ください。やむを得ない事情があり、当初の交付決定から増額があった場合には、変更交付申請の手続きを行っていただくことで補助対象とできる場合がありますので、上記のような事態が発生した場合は、お早めにご相談ください。
Q25	実績報告	契約書を作成していないが、契約の有無が確認できる書類はどのようなものを提出すればよいか。	契約書の代わりとして発注書や注文請書等、購入の意思を相手方に伝える書類の写しをご提出ください。なお、書類には以下の内容が記載されていることを確認してください。また、 口頭での注文は契約内容を確認できないため不可 とします。必ず内容を確認できる書類を作成してください。 ○契約書等に記載すべき事項 ・ 書面の日付 ・ 購入する法人名と、相手方(機器等の取り扱い業者など)の名前 ・ 金額(消費税分が区別できる状態であること、また、複数の機器等や付属品がある場合は、内訳が確認できる状態であること)
Q26	実績報告	領収書の日付が令和9年4月1日以降となったが、補助対象となるか。	補助対象外のため、補助金を受けることができません。必ず実績報告書の提出期限までに領収書が発行できるよう、相手方とも相談の上事業を進めてください。
Q27	実績報告	領収書の但し書き欄が小さく、購入した機器名や数量をすべて書ききることができない。どのように記載すべきか。	別紙で機器名や個数、金額がわかる書類(任意様式)を添付してください。

Q28	実績報告	導入した機器等の写真はどのようなものを撮ればよいか。	<p>本補助金を活用して導入したもの全ての写真を添付してください。</p> <p>写真を提出する際は「実績報告写真データ提出用様式」をご活用の上、何を収めた写真か分かるようにタイトル（正式名称でなくてよい、簡単なタイトル）をつけてください。</p> <p>【写真を撮る際のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タブレット、インカム等の機器を複数購入した際は、台数が判別できるようにすること ・ 介護ソフトはタブレット等にインストールされた状態を写真又はスクリーンショットとして添付すること（個人情報が見えないよう注意すること） ・ Wi-Fi等通信環境整備で配線工事等を行った際は、施工前と施工後の現場を写真に収めること ・ 法人内の複数事業所分の機器等を、法人で一括して購入・納品する場合、事業所ごとの導入状況が確認できるよう、事業所単位で分けて撮影すること
Q29	実績報告	導入した機器等の写真について、通信環境整備の施行前の写真を撮り忘れた場合どうしたらよいか。	導入した機器と（設置費用を含む場合は）設置したことが確認できるように写真に収められていれば差し支えありません。
Q30	実績報告	電子フォームで提出した内容に誤りがあったが、どうしたらよいか。	一度提出したものは削除できません。県までご連絡ください。
Q31	実績報告	導入完了とはどこまでを指すか。	機器の納品及び支払いが完了した状態を指します。実績報告までに、納品した機器が事業所内で運用を開始することまでは求めません。
Q32	その他	申請後、法人の代表者等に変更があったがどうすればよいか。	県までご連絡ください。ご連絡いただいた時点によっては、変更申請等の作成をお願いすることがあります。なお、変更の手続きがされていない場合、補助金の交付手続きが遅れる場合がありますので、お早めにご連絡ください。
Q33	その他	他の補助金と重複して交付を受けられるか。	できません。例えば、他の補助金事業において、タブレット端末を購入する場合、当該支援を受ける部分については、本事業の補助対象となりません。
Q34	その他	同じ機器等について、富山県介護テクノロジー定着支援事業と両方申請することは可能か。	<p>できません。富山県通所・訪問系介護サービス生産性向上支援事業の対象となる場合は、当該事業を優先して申請ください。</p> <p>富山県通所・訪問系介護サービス生産性向上支援事業で不採択となる場合で、富山県介護テクノロジー定着支援事業で採択可能な事業については、個別に振替のご案内を行う予定です。</p>
Q35	その他	通所介護で補助金を受けて導入したタブレットについて、同じ法人内の別の事業所で利用してもよいか。	原則として補助を受けた事業所以外では利用できません。複数の事業所での利用が想定される場合は、申請時点で各事業所の従業員数で費用を按分し申請してください。
Q36	その他	複数の事業所で共有する機器等について、法人としてまとめて契約・購入等する場合は、どのようなことに注意すればよいか。	<p>共有する機器等で事業所ごとの費用を明確に分けられない場合は、各事業所の職員数（常勤換算）で費用を按分して、各事業所の申請額に算入してください。</p> <p>なお、補助金実績報告書をご提出いただく際に、各事業所の職員数（常勤換算）が分かる書類（任意様式）をご提出ください</p>
Q37	その他	複数の事業所間で兼務している場合、職員数はどのように算定すべきか。	職員数については、常勤換算方法により算出された人数としますが、他の職種に従事(兼務)している場合は、実際に従事する事業所の職種ごとの勤務時間数による常勤換算方法により算出し、実人数で補正してください。
Q38	その他	特定の機器・経費が補助対象となるか確認したい。	本補助金のお問い合わせフォームへご入力ください。
Q39	その他	県予算額を超過した場合、どのような対応となるのか。	<p>申請書類をもとに審査を行い、下記の優先順位に基づき採択を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和8年度にとやま介護テクノロジー普及・推進センターが実施する伴走支援を受ける事業所 2. 以下の補助金の交付実績がない事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「富山県介護ロボット導入促進事業補助金」（R3～R5年度） ・ 「富山県介護施設等ICT導入支援事業補助金」（R3～R5年度） ・ 「富山県介護テクノロジー定着支援事業補助金」（R6～7年度） ・ 「富山県地域密着型介護基盤整備事業費補助金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入支援事業）」（R7～R8年度） 3. 以降、上記補助金の累計交付額が小さい事業所から順に採択 <p>なお、本事業において不採択となった事業所で、介護テクノロジー定着支援事業での採択が可能な場合は振替を案内する可能性があります。（該当の場合は別途個別にご連絡します。）</p> <p>申請額満額の補助額とならない場合もございますので、ご了承くださいませと幸いです。</p>
Q40	その他	過去に補助を受けている場合、申請に制限はあるか。	申請回数等の制限はございません。
Q41	その他	同一法人でいくらまでという上限額や、申請できる事業所数に制限はあるか。	法人上限や事業所数の上限はございません。